

氏 名 青 山 静 子
学位の種類 博士 (社会学)
学位記番号 甲 第 6 0 号
学位授与の日付 2015 年 3 月 18 日
学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項 該当
学位論文題目 **近代日本 (1868-1941) におけるハンセン病対策と 3 人の来日女性
宣教師のハンセン病患者救済活動**

学位審査委員 主査 教授 杉 本 貴代榮
副査 教授 河 野 裕 康
副査 教授 横 田 和 憲

論文内容の要旨

本論文は、明治維新から太平洋戦争 (1941-1945) 開始までの近代日本 (1868-1941) における日本政府のハンセン病対策と 3 人の女性宣教師のハンセン病患者救済活動について行なった調査・研究をまとめたものである。

3 人の宣教師は、1873 年米国ニューヨーク長老教会婦人海外伝道局から派遣されて来日し、1894 年東京目黒村に慰廃園を創設したケイト・ヤングマン (Kate Youngman, 1841-1910)、1891 年英国国教会宣教協会 (Church Missionary Society : CMS) から派遣されて来日し、1895 年熊本黒髪村で回春病院を設立したハンナ・リデル (Hannah Riddell, 1855-1932)、1907 年英国国教会福音伝播協会 (Society for the Propagation of the Gospel: SPG) から無給宣教師として来日し、1916 年草津湯之沢で聖バルナバ・ミッションを始めたメアリー・H・コンウォール・リー (Mary H. Cornwall Legh, 1857-1941) である。

論文は 3 部から構成されており、第 1 部は、ハンセン病という病気についての説明、および、日本政府のハンセン病対策を精査する。近代日本における最初のハンセン病対策は 1907 年に公布された「らい予防法」で、同法律に基づいて、全国 5 カ所に府県立ハンセン病療養所が建設され、1909 年放浪する患者の収容が開始された。患者たちは強制労働に従事させられるが、住居環境や待遇が不十分なために逃走者が後を断たず、東京東村山の療養所全生病院長・光田健輔の発案により、各療養所長に懲戒検束権が付与され、各療養所に監禁室が設置された。

1931 年、改正「らい予防法」が公布・施行され、ハンセン病患者全員の収容を目指して、府県立療養所よりも規模が大きく、全国どこからでも病者を受け入れる国立ハンセン病療養所が設立されていく。最初の国立ハンセン病療養所愛生園は岡山の「長島」に建設されており、3 月病者の収容が始まる。2 番目の国立ハンセン病療養所は群馬県草津の栗生楽

泉園である。光田は病者の収容をさらに強化するため、「らい予防協会」を設立し、全国で病者の終生絶対隔離の宣伝のための講演会や映画会が開催される。そのため、愛生園では定員超過して病者を収容、待遇の低下が生じ、患者たちは労働放棄や光田園長の退陣を求めるストライキを起こす。騒動は一段落するが、光田の怒りはおさまらず、栗生楽泉園に重監房を建設、極悪患者とされる者を「草津送り」として重監房に監禁した。「草津送り」になった者の中には、相応の理由が全くない患者もあり、厳寒と飢餓で死に絶えていく者が少なくはなかった。

光田は愛生園の患者住宅不足を解消するために「十坪住宅」建設運動を推進し、「民間運動」と称し、地方政府と手を組み「無らい県運動」を展開して、地方に因んだ名前をつけた住宅を建設する。愛生園医師小川正子のベストセラー『小島の春』が映画化されると特別出演し、終生絶対隔離主義を一般国民にアピールした。

第2部では、3人の宣教師の来日前の状況、宣教師となった動機、来日後の伝道活動、および、ハンセン病者救済活動を行なうことになったいきさつについて詳述する。ケイト・ヤングマンは、教育伝道のために派遣されるが、1877年に女子ボランティアグループ「好善社」を設立する。好善社では、津島八重というハンセン病者救済を行うことになり、男性社員を入社させる。1893年ヤングマンは英国救らい協会（Mission to Lepers: MTL）に寄付金を申請、翌年2月寄付金が届き、5月目黒村に土地を購入、10月慰廢園を創設する。ヤングマンのハンセン病者救済活動は、好善社の事業であり、ヤングマンが一人で行ったのではない。ヤングマンは、当時築地居留地の自宅にキリスト教婦人矯風会（矢島楫子会頭）の慈愛館を設置して元娼妓たちの世話をし、濃尾地震の孤児5人を養育していたため、大塚正心・かね夫妻が病者の看護を担当した。

慰廢園は、キリスト教主義を掲げる施設であり、キリスト教信者のみを収容していたが、ヤングマンの休暇帰国中、北里柴三郎の依頼で、伝染病研究所の患者を受け入れ、病院化することが決議された。ヤングマンは、北里の患者受け入れには猛反対する。理由は、北里は異教徒であり（従って北里の患者も異教徒である）、慰廢園はキリスト教伝道のための病者療養施設であるため、相容れられないということであった。ヤングマンは、激怒のため、1年間好善社の例会に出席することはなかったが、その後、再び好善社に復帰した。光田が勤務する東京市養育院ではハンセン病者隔離病室が満床となり、1904年、院長・渋沢栄一より病者委託願いが出され、慰廢園はこれを受け入れる。前述した通り、放浪する病者は警視庁により連行されて全生病院に送られるが、全生病院が満床の場合は、慰廢園に病者を一時預かりさせた。慰廢園はヤングマンの最初の計画とは異なる方向にむかっていったが、1910年9月ヤングマンの永眠後、彼女の意志は大塚夫妻や他の職員に引き継がれ、キリスト教療養施設として、光田に極悪患者扱いされた者にも博愛的に対応をした。

ハンナ・リデルは、12年に亘るウエールズでの学校経営が破綻したのち、宣教師として来日。

1891年着任した熊本の本妙寺で多数のハンセン病者を目にして大いに同情する。同僚グレ

イス・ノットとともに、年末の英国 CMS への年次報告書にハンセン病者のための病院を設立することを進言する（この頃、後述する本田の応援もあり、自分が院長になることを予想していた）。しかし、英国 CMS からの返事は否定的な内容であった。20 歳代半ばの第五高等中学校の英語教授・本田増次郎は、リデルの病者救済に賛同し、夏休みに、当時唯一のハンセン病療養施設であった御殿場の神山復生病院に出かけて、病院見学を行い、自らの調査に基づいて、リデルのために「ハンセン病者のための病院設立提案書」を英語で作成した。リデルは 1893 年 5 月に行われた宣教師年次総会において、本田の書いた「病院設立提案書」を発表する。リデルは、ヤングマンと同じ年 1893 年に MTL に寄付金を要請し、寄付金が支給される。また、熊本聖公会信徒や宣教師たちからも寄付金が集まり、渋沢栄一からは 16,000 円の寄付を受け、本田増次郎の名義で用地を購入、建物を建設し、1895 年 11 月回春病院を開院、病者を収容した。

英国 CMS はリデルの回春病院の経営には反対しており、1899 年リデルは英国に呼び戻され、1900 年 12 月宣教師を解雇される。翌年 1 月リデルは私人として再来日、古新屋敷町の豪邸に居住する。無収入のリデルの最大の問題は財政であった。本田に大隈重信を紹介してもらっていたリデルは、1905 年の財政困窮の際には、借金のできる人物を紹介してほしいと手紙で大隈に懇願する。大隈はその手紙を渋沢に渡す。渋沢の音頭取りにより日本橋阪本町銀行倶楽部で「癩病患者の救護」の集まりが開催され、回春病院のための寄付金が集められ、財政困難を脱した。さらに、熊本議会からは補助金が給付され、日本国からは勲章を拝受している。一方、1910 年、それまで寄付を受けていた MTL からは、決算報告書を提出しないという理由により寄付金が停止され、その後リデルはたびたび財政危機に陥る。

メアリー・H・コンウォール・リーは、1907 年 11 月末 50 歳の時に、SPG 無給宣教師として来日、関東地方で伝道活動に従事する。数年たった頃、リーは、ハンセン病者が病気を隠しながら流浪していることを知り、兄の重罪を隠し通すために極東の日本に流れ着いた自分の境遇と同一視するようになり、1912 年慰廃園を訪れて患者を見舞い、病者の包帯交換までおそわっていた。1915 年 6 月ハンセン病者たちの住む草津湯之沢のキリスト教研究グループ「光塩会」の会員である宿沢薫が大藤鑄三郎司祭と共にリーを訪問し、湯之沢への伝道移住を説得する。リーは、聖公会伝道師井上照子と共に 7 月湯之沢に行き、2 週間滞在、移住を決意する。

1916 年 4 月リーは井上と共に湯之沢に移住、聖バルナバ・ミッションを開始する。草津湯之沢はハンナ・リデルが 1913 年回春病院付き牧師米原馨児（きょうじ）を派遣して、伝道開拓してきた地であったため、マキム主教が草津を北東京地方部に編入し、リデルには辞退してもらった形態で活動を開始した。6 月には教会を開設、12 月には最初のホームである「愛の家庭」を設置。翌年 12 月には、医師服部けさと看護婦三上千代を迎えて聖バルナバ病院を開院。服部はホームの患者だけではなく、病院も医師もいない部落の病者たちを無料で診察・治療した。

第3部では、それぞれの施設の規則を考察し、入所した患者たちについて説明する。また、宣教師たちの療養施設は日本政府の意向により解散させられるが、それらの施設の最期の様子を詳述する。

上記の通り、ヤングマンの慰養園とリデルの回春病院は「らい予防法」よりも前に開設されており、それぞれ有能な医師を備えた近代療養施設であった。また、コンウォール・リーは服部けさと免許をもつ看護婦三上千代を迎え、医師と看護婦の常駐という医療体制の十分整った聖バルナバ病院を開院、1924年には日本で初めての未感染児童施設「マーガレット館」を設立している。こうした事実を考慮すると、これらの宣教師たちは日本の近代ハンセン病史のパイオニアであると明言できる。

宣教師たちのハンセン病患者救済活動への動機はそれぞれに異なり、彼女たちの療養施設はユニークで独自性に満ちていた。さらに、宣教師たちの人柄も画一ではなく、個性豊かな女性たちであった。しかし、たしかに、彼女たちの療養施設はキリスト教倫理や道徳に根ざした人道的な方法で運営されていた。

日本国はハンセン病患者に対して終生絶対隔離主義を主張し、病者は強制連行され、一家離散、収入や財産をすべてなくし、療養所に死ぬまで閉じ込められる。終生絶対隔離から逃れたい病者は少なくはなかったはずである。彼らの多くは、キリスト教が何であるかも知らずに彼女たちの療養所に入ってきたと思われるが、キリスト教信徒になった患者も少なくはない。警視庁の一時預かり施設となり、放浪する患者と本園患者の雑居する慰養園では優等生と評されるキリスト教患者が数名いた。回春病院の患者たちの多くはキリスト教を中心とした生活環境の中で自然に入信していったという。聖バルナバ・ホームでは、コンウォール・リーによる遺体の湯かんや、花で飾られた棺、厳かな葬式や埋葬式に感激して、洗礼を受けた患者も多い。病者たちは宣教師たちの療養施設に自分の意志や希望で入って来たのである。連行されたのではない。

それぞれの療養施設には規則はあったが、患者の人権を守り、尊厳をたつとび、一人の人間としての生活を保障するものであった。また、悪事を行う患者に対しても、府県立や国立療養所のように監禁室に閉じ込めるのではなく、寛大な措置が施された。こうした人道的且つ進歩的な考えは、日本国政府のハンセン病患者に対する終生絶対隔離主義にはなかったのである。

効果的な薬や治療法がない状況にあっては、霊的な救いは唯一の心の慰めであったことだろう。しかし、日本国政府は宣教師たちの療養所で平穏な暮らしをしている患者たちの生活を破壊していく。1926年12月元号は昭和と改まるが、第1次大戦後の不況は延々と続いていた。日本は1931年満州事変を引き起こし、国際連盟を脱退、英国・米国との関係は悪化していった。

同年群馬県から、国立療養所建設予定地にあったホームの立ち退き要請を受ける。これが最初のバルナバ・ホームの解体であった。翌年栗生楽泉園は建設完了をまたず病者収容を開始。

1937年には日中戦争が始まり、やがて、国家総動員法が発動され、英国・米国らの連合国との太平洋戦争へと突入していくが、彼女たちの療養施設は、英国・米国からの経済援助を受けていたために運営の継続が困難となる。ヤングマンは1910年68歳で東京赤坂病院にて永眠、染井霊園に埋葬され、ハンナ・リデルは1932年76歳で熊本の自宅にて逝去、遺骨は病院内の納骨堂に安置された。コンウォール・リーは老齢のために1936年気候の良い明石に転居していた。創設者のいなくなった宣教師たちの療養施設は日本国政府の方針により日本から消滅する。

リデルの死後院主を引き継いだ姪エダ・ライトは1940年6月鹿児島県国立ハンセン病療養所星塚敬愛園を訪問してキリスト教信者の患者たちと集会を持つが、ライトには特高警察の監視がついていた。8月末軽井沢への旅行が許可されるが、9月に帰熊すると、それからは特高警察の監視がつきまとい、さらに、短波ラジオを持っていたため、スパイの容疑がかけられ、国外追放を命ぜられる。1941年2月3日回春病院は解散。患者は全員国立ハンセン病療養所菊池恵楓園に収容された。

4月末、聖バルナバ・ホーム解散。殆どの患者は栗生楽泉園に収容、全生園や愛生園に収容された患者もいた。12月8日太平洋戦争勃発。10日後コンウォール・リーは明石に新築した自宅にて84歳で死去。翌年リーの遺骨は草津のバルナバ墓地の納骨堂に納められる。同年8月5日慰廃園解散。患者は全員、国立ハンセン病療養所全生園に収容された。

審査結果の要旨

本論文は、明治維新から太平洋戦争開始までの近代日本における日本政府のハンセン病対策と、3人の女性宣教師のハンセン病患者救済活動について行なった調査・研究をまとめたものである。3人の女性宣教師とは、1873年米国ニューヨーク長老教会婦人伝道局から派遣されて来日し、1894年に東京目黒村に慰廃園を創設したケイト・ヤングマン(Kate Youngman, 1841-1910)、1891年英国国教会宣教協会から派遣されて来日し、1895年に熊本県黒髪村で回春病院を設立したハンナ・リデル(Hannah Riddell, 1855-1932)、1907年英国国教会福音伝播協会から自給宣教師として来日し、1916年に草津湯之沢で聖バルナバ・ミッションを始めたメアリー・H・コンウォール・リー(Mary H. Cornwall Legh, 1857-1941)である。

論文は3部から構成され、序章では、本研究の目的と経過、先行研究、研究方法について述べている。序章で述べている研究目的等はのちほど取り上げることとして、まずは本論文の構成を紹介する。

第1部は、ハンセン病という病気についての説明、および、日本政府のハンセン病対策についての記述である。第1章では、ハンセン病についての説明と、明治政府成立後、最初の公的なハンセン病患者収容所となった東京市養育院についての記述である。第2章では、1907(明治40)年に公布された「らい予防法」により建設された、全国5カ所の府県立ハンセン病療養所についての記述である。同法により浮浪患者の収容が開始され、収容患者は強制労働に従事させられた。第3章では、1931(昭和6)年に施行された改正「らい予防法」により、ハンセン病患者全員終生隔離が進められる過程が記述される。岡山県ハンセン病国立療養所長島愛生園が落成し、園長に就任した光田健輔は、ハンセン病が遺伝病ではなく隔離の必要な恐ろしい感染症であることを訴える「らい予防協会」を設立する等、ハンセン病患者終生絶対隔離主義を全国に浸透させていく。その背景には、日本が日清・日露戦争に勝利し、欧米の一等国の仲間入りを果たしたという自負があったと著者は指摘する。このように作り上げられた体制と「恐ろしい伝染病」という差別は、戦後に引き継がれていく。

第2部は、3人の女性宣教師についての記述である。それぞれに関する調査と分析は、メインテーマである来日後のハンセン病患者救済活動にとどまらずに、両親の職業、兄弟姉妹、受けた教育、来日前の状況、宣教師となった動機、来日後の伝道活動、および、ハンセン病患者救済活動を行なうことになったいきさつ等についても詳しく記述されている。

第4章は、ケイト・ヤングマンについての章である。1873年、ヤングマンは31歳の時に教育伝導のために来日する。新栄女学校を創設し校長に就任するが、男性宣教師たちとの対立等により教育伝導から離れ、1877年に女性ボランティアグループ「好善社」を設立する。「好善社」では、津島八重というハンセン病患者救済を行うためにハンセン病患者救済施設を作ることを決定する。そのため1893年、ヤングマンは英国救らい協会(Mission to Lepers: MTL)に寄付金を申請し受諾され、翌年に目黒村に土地を購入し、慰廃園を創設す

る。慰廃園はキリスト教主義を掲げる施設であり、キリスト教信者のみを収容するとしたが、建物はできたが資金が不足したため、当時、光田が勤務する東京市養育院のハンセン病患者隔離病室が満床となったために病者委託願いが出され、慰廃園はこれを受け入れる。ゆえに慰廃園にはさまざまなハンセン病患者が収容されることとなり、ヤングマンの当初の計画とは異なる方向に向かっていくこととなった。

第5章は、ハンナ・リデルについての章である。彼女は、35歳の時に宣教師として来日した。着任した熊本の本妙寺で物乞いをしていた多数のハンセン病患者を目にして大いに同情し、当時25歳であった第5高等中学校の英語教授であった本田増次郎の知遇と協力を得て、ハンセン病患者の病院設立に乗り出す。リデルは、ヤングマンと同じ年、1893年にMTLに寄付金を要請し、寄付金が支給される。また、熊本聖公会信徒たちからも寄付金が集まり、渋沢栄一からも寄付を受け、慰廃園が設立された翌年、1895年に回春病院を開院した。また本妙寺には施療所を設置し、入院患者でない病者の診察も行ったので全国に知れ渡り、遠い地方からも患者が訪れた。しかし回春病院は、リデルが決算報告書を提出しないためMTLからの寄付を停止され度々財政危機に直面するが、リデルの政財界との交流による寄付金や皇室からの下賜金によりしのいでいる。上記の通り、ヤングマンの慰廃園とリデルの回春病院は「らい予防法」よりも前に設立された療養施設であり、日本のハンセン病史の名実ともにパイオニアである。

第6章は、メアリー・H・コンウォール・リーの章である。彼女は、1907年、50歳の時に自給宣教師として来日して、関東地方で伝道活動に従事する。その間にリーは、ハンセン病患者が病気を隠しながら浮浪していることを知り、ハンセン病患者の救済に関心を抱く。当時群馬県の草津では、草津の温泉が治療に効果があると言われて、ハンセン病患者たちが湯之沢部落に集まり定住していた。リーは、草津湯之沢のハンセン病患者宿沢薫に依頼されて、湯之沢への移住を決心し、1916年に聖バルナバ・ミッションを開始する。年末には、最初のホームである「愛の家庭」を開設して女性患者を収容する。最終的には36ホームとなる聖バルナバ・ミッションの最初のホームである。翌年には、聖バルナバ病院を開院する。医院では、聖バルナバ・ホームに入所している患者だけではなく、病院も医師もない湯之沢部落のハンセン病患者たちも無料で治療した。聖バルナバ・ミッションは、上記した2人が創設・運営した施設と比べると大規模であり、かつ複数の施設が併存するハンセン病のための最初の施設であった。いくつも山を越えなければならない不便な地ではあったけれども人口は増えていき、未感染児童を収容する「マーガレット館」や幼稚園や小学校も運営された。聖バルナバ・ホームでは強制的に療養所に入れられることもなく、家族と一緒に暮らすこともできたからである。

第3部は、それぞれの施設の入所規則や施設内の規則、入寮者の日記等により、どのような施設であったのか、入所した患者たちについても考察する。また、宣教師たちのそれらの療養施設は、戦争に突入する時代において、日本政府の意向により消滅してしまうのだが、それらの施設の最期の様子を詳述する。第7章では、入所案内や施設の規則、患者

の手紙等の資料を用いて、施設の内容を精査する。上述したように、3人の宣教師たちのハンセン病者救済活動への動機はそれぞれ異なり、療養施設も独自性に満ちていた。宣教師たちの人柄も画一ではなく、個性豊かな女性たちであった。しかし、たしかに彼女たちの療養施設は、キリスト教倫理や道徳に根ざした人道的な方法で運営されていたことを明らかにする。それぞれの療養施設には規則はあったが、患者の人権を守り、一人の人間としての生活を保障するものであった。また悪事を行う患者に対しても、府県立や国立療養所のように監禁室に閉じ込めるのではなく、寛大な措置が施された。こうした民主的な考えは、国が行うハンセン病者に対する終生絶対隔離主義にはなかつたものである。しかし、宣教師たちの療養所で平穏な暮らしをしている患者たちの生活は戦争の進行と共に破壊されていく。第8章は、3人の宣教師たちが創設した各施設の終焉の記述である。ヤングマンは1910年68歳で東京赤坂病院にて、ハンナ・リデルは1932年76歳で熊本の自宅にて逝去した。創設者を失っていた施設は、日本との関係悪化によって英・米の経済的援助を得られなくなり、消滅せざるを得なかつた。最初に解散させられたのは回春病院であった。リデルの姪で回春病院を引き継いでいたライトは特高の監視に悩まされ続け、苦悩の末、解散を決意する。1941年2月に解散し、59名の患者は全員、菊池恵楓園へ移管された。ライトは、スパイ容疑をかけられてオーストラリアへ追放となる。2番目に解散に追い込まれたのは聖バルナバ・ミッションであった。草津では、湯之沢部落の消滅も計画されていて、1930年から栗生では収容者1,000人規模の国立ハンセン病療養所の建設が始まっていた。1941年7月にホームを解散。44名の患者の多くは栗生楽泉園へ移管された。その直後の12月にリーが84歳で逝去。聖バルナバ・ミッションとともに、一時は800名以上が生活していた湯之沢部落も消滅した。慰廃園は、公的施設の一時預かり施設でもあったせいか、他の2施設の解散後も運営を続けていたが、収入のない日が続き、1942年8月に解散。56名の患者は全員国立ハンセン病療養所全生園に移管された。日本が国際社会から孤立するにつれ、英国、米国の財政的支援に頼っていたこれらの施設は収入の道が途絶えていったし、大規模な国立ハンセン病療養所の建設は、これら民間の活動を以前ほどは必要とはしなくなっていた。

論文の構成は以上であるが、ごくかいつまんだ説明しかできなかつたほど、論文は量的にも膨大であり、内容も多岐にわたっている。A4用紙に印刷した本文が260ページ、資料も膨大な量であり、日本語資料としては、書籍の他に新聞、府県・政府刊行物、私信等が含まれる。英文資料としては、英国救らい協会からの手紙、国勢調査、結婚・出生・死亡記録、英国陸軍記録、各施設の決算報告書、英国国教会の年次報告書、私信等が含まれる。インターネットも活用し、来日宣教師の来日前の生活を知るために重要な英国・米国の国勢調査記録はインターネットで入手した。遺言書や誕生・結婚・死亡証明書は、英国、米国、オーストラリア各国アーカイブスオンラインサービスを通して入手した。19世紀の新聞記事は、大英図書館のネットで入手した。それに加えて、国立ハンセン病資料館をはじめ、日本各地にある国立療養所や御殿場神山復生病院に出かけて現地調査を行い、また、現地

でなければ入手できない図書を数多く入手している。

このように膨大な資料を、特に英文の資料を駆使して歴史を確認し、あるいは事実を発掘して記述したことが、まずは本論文の最大の特色であり、かつ優れた点であると言える。著者がそのようにして発掘した事実を一つだけ紹介しよう。

メアリー・H・コンウォール・リーに関する先行研究書は2冊あるが、この2冊に共通していることとして、リーには兄がいることは記されてはいるが、どのような人物であったのかは記述されていない。また、リーがどうして50歳になってから来日したのか、なぜハンセン病患者救済活動を始めたのかという説明が、著者には納得がいかなかった。兄の英国陸軍記録、死亡証明書等を調べることによって著者は、兄ネヴィルが少年への性犯罪により10年間収監されていたこと、釈放後はオーストラリアに渡り孤独のうちに死んだことを突き止める。ハンセン病患者が自分の病気について堅く口を閉ざし、嘘をつきながら放浪する姿に自分の姿を見る思いがしたであろうリーにとって、ハンセン病患者を救済することは兄を助けられなかった償いなのかもしれないと著者は推察している。

できるだけ原本にあたるこのような詳細な調査と資料の発掘が本論文の特徴であり、他に例を見ない優れた点であると述べたが、それは反面、本論文の欠点となる場合もある。本論文の不足の点をあえて挙げるならば、まずはそのことを指摘したい。3人の女性宣教師のハンセン病患者救済活動を明らかにすることを主旨とする本論文を書くために、果たしてこれだけの膨大な資料を入手し、読み込む必要があったのだろうか。多分大部分は必要な資料であったのであろう。しかしいくつかは、記述する必要がない、あるいは除外しても良い資料もあったのではないだろうか。あるいは別の機会に記述すべき資料であったのかもしれない。主旨に沿った資料だけを取捨選択することが必要であったと思われる箇所もある。膨大な資料を駆使した努力を評価しながらも、やや過剰な部分が惜しまれるところである。もう一つの不足の点は、これら3人の女性宣教師たちのハンセン病患者救済活動が、それぞれ独立して描かれている点であろうか。それぞれの救済活動についてはよく調べられていて理解できるものの、例えば、キリスト教のハンセン病への救済活動として共通するもの、あるいは国の誤ったハンセン病政策を改めるための活動等、個人的な接点ではなく、あえて言えば時代の接点といったことはまったくなかったのだろうか。そのような共通の課題についても1章を設けてほしかったと考えるのは無理な注文であろうか。著者は序論において本論文の目的について、ひとつは、3人の女性宣教師たちが日本のハンセン病の歴史のパイオニアであることを証明することであり、ふたつめは、女性宣教師たちが創設・運営していたハンセン病施設が、府県立や国立療養所と比較して人道的で慈愛に満ち、心安らぐ平安な施設であったことを証明することである、と述べている。上記したようないくつかの注文はあるものの、本論文が著者が当初に掲げた二つの目的を十分に達していること、またハンセン病の歴史におけるキリスト教の救済活動の歴史の記述において一定のレベルに達していることを評価して、当審査委員会は本論文が合格点に達しており、博士の学位を授与する資格があると判断した。